

意見書案 第 号

南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対策強化を求める意見書

我が国では近年、気候変動の影響等により毎年のように全国各地で大規模な自然災害が発生している。そして、本年1月1日に発生した能登半島地震においては、これまでの対策をもってなお甚大な被害が発生し、尊い人命が喪われた。

国においては、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により令和7年度までの5か年で重点的・集中的に国土強靱化の取組を進めてきたことに加え、令和5年7月28日には新たな国土強靱化基本計画を閣議決定し、基本方針としてデジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化と地域における防災力の一層の強化を新規に加えている。

今後、南海トラフ巨大地震などによる大規模災害も予想される中、新たな国土強靱化基本計画に基づく災害対策を確実に遂行するためには、十分な予算を確保するとともに、このたびの教訓も踏まえ、更なる備えを進めることが急務である。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 災害発生直後の被災状況を的確に把握するため、ドローンによる空撮やレーザースキャナによる図化等、デジタル技術の活用を早急に推進すること。
- 2 各自治体のシステムの現状・課題・取組を把握しながら、国、都道府県、市町村間のみならず、災害対応に関係する消防、警察、自衛隊等の機関とも情報収集・共有を図り、迅速かつ的確な意思決定を支援する全国統一の防災情報システムを早急に構築すること。
- 3 災害情報の一元化を図り事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した司令塔組織としての防災庁を兵庫県に創設すること。
- 4 改正国土強靱化基本法を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も引き続き国土強靱化を推進するため、別枠で予算を確保すること。
- 5 令和6年度末に期限を迎える緊急浚渫推進事業債及び令和7年度末に期限を迎える緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

} 様

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

意見書案 第 号

外国人児童生徒等への教育支援を求める意見書

近年、我が国に在留する外国人の数は大幅に増加し、令和4年末に初めて300万人を超えて過去最高を更新した後、令和5年6月末時点には更に4.8%も増加している。本県においても在留外国人数は増加の一途を辿っており、これに伴い、日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等（日本国籍を有する者も含む）の人数もこの10年間で約1.5倍の1,674人となっている。また、シンハラ語やタミル語等の少数言語を母語とする者も増加し、多言語化が進んでいるほか、居住地についても集住地域だけでなく、県内全ての地域に散在する状況になっている。

日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等への教育について、本県では、母語支援と日本語指導の両輪で支援し、特に、母語を話せるサポーターが在籍学級への入り込み支援を行う「子ども多文化共生サポーター」の派遣に取り組んできた。しかしながら、外国人児童生徒等の急増、少数言語の増加、居住地の広域化により、サポーターの確保をはじめ支援に困難を来している。

日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等は、言葉や文化の壁から、進路の実現や人間関係の構築、アイデンティティの確立に困難を抱えることが多い。令和3年の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、「外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うとともに、我が国の学校で学ぶ外国人の子供たちが急増している現状を踏まえた施策の充実を図る必要がある」とされており、外国人児童生徒等が日本語や日本の文化、価値観について理解した上で、複数の言語や文化等のもとに生まれ育った経験を生かし、グローバルな視点を持って日本の発展に貢献することができるような人材育成に取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等が日本人児童生徒と同様に自由な進路を選択でき、社会で活躍する人材となるよう、下記事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 母語支援員の派遣バンクを創設すること。
- 2 教育支援体制整備事業費補助事業（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）について全額国庫で負担すること。
- 3 教員配置について、日本語能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒18人につき教員1人を基礎定数として一律に算定しているところ、散在地域でも活用できるように対象児童生徒数を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

意見書案 第 号

高等教育機関の修学支援制度の更なる充実を求める意見書

政府は、意欲ある子供たちの進学を支援するため、2020年4月から授業料等の免除又は減免や給付型奨学金の拡充による高等教育の修学支援新制度を実施している。また、昨年（2023年）12月22日、「こども未来戦略」を閣議決定し、3人以上の子供がいる多子世帯について、2025年度から大学など高等教育機関の授業料等を「無償化」する方針を示したが、いずれも対象となる子供は限られている。

教育については、①公平の理念のもと、家庭の経済状況にかかわらず等しく質の高い教育を受けることができるという、教育機会の均等への要請と、②少子化・人口減対策の観点から、高等教育の負担軽減の要請、③自然資源が乏しい我が国においては人的資源こそが国力の源であるため、我が国の存亡をかけ、人への投資、つまり教育にお金をかけていくという国家戦略の要請があると考えます。

よって、国におかれては、今後の我が国の発展に大きく関わる高等教育機関の修学支援制度を一層充実するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案 第 号

大規模災害における被災自治体の負担軽減を求める意見書

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、石川県や北陸地方の広範囲に被害が生じている。特に甚大な被害を受けた石川県では災害関連死を含め約240名もの尊い命が失われ、1,000名を超える方々が負傷された。住宅等の崩壊や火災による焼失、断水等によって、今なお1万名を超える多くの方々が、厳しい環境の中、避難生活を強いられている。

本県においては、カウンターパート支援として、神戸市、福井県とともに珠洲市を支援先として決定し、職員の派遣や物資の支援を始め、義援金募集窓口の設置、被災者に対する県営住宅の提供など、阪神・淡路大震災を経験した被災自治体として、様々な取組を通じて被災地支援を行っているところである。現地の被害は甚大であり、復旧復興に向けては引き続き国を挙げての支援が必要である。

阪神・淡路大震災を経験している本県においては、被災からの創造的復興をなし遂げるための財政的負担が大きく、1兆3000億円という巨額の地方債の発行を余儀なくされた。このため、その後の県政運営において他の都道府県にはない重い負担を背負うことになり、県民の協力のもと行財政改革など不断の努力を行ってきた。しかしながら、震災から29年経過した今でも震災関連県債残高は2,158億円（令和4年度末）あり、同様に県内被災市でも大きな財政負担を強いられている。

今回の災害の被害状況の全容はまだ不明であるが、復旧復興に要する費用は莫大であることは容易に想像がつく。また、被災自治体は財政的に小規模な自治体であり、国の財政的な支援があっても、重い負担を強いられる可能性が高く、より手厚い支援が求められる。

我が国では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして今回の能登半島地震などから明らかなように、全国で大規模災害が発生するリスクがあり、今後も高い確率で発生すると言われている、南海トラフ地震や首都直下地震などに備え、財政的な支援の体制を整えていかなければならない。

よって、国におかれては、下記のことに取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 能登半島地震の被災自治体が過度の財政負担によって、長期にわたって財政的な理由で運営に支障が発生することがないように、国が被災自治体と積極的にコミュニケーションを図り、復旧復興に係る事業の国負担分、また、地方負担分の交付税措置の更なるかさ上げを行い、被災自治体の財政的な負担を軽減するなど、寄り添った柔軟な対応を行うこと。

- 2 今後の大規模災害発生に備え、被災自治体の財政的な負担を極力軽減できるように、復旧復興に係る現在の事業のスキームの見直しや基金の創設を検討すること。
- 3 阪神・淡路大震災により、今なお財政的な傷跡の残っている被災自治体の震災関連県・市債の残高の負担を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

} 様

兵庫県議会議長 内 藤 兵 衛

意見書案 第 号

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を
求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。

国立精神・神経医療研究センターの2022年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の65.2%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「約60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって国におかれては、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の事項について特段の取組を進めるよう要望する。

記

- 1 若者による濫用等のおそれのある医薬品の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限し、かつ、対面かオンライン通話での販売を義務付けること。また、薬剤師等の専門家による情報提供を必須とし、自殺や孤独・孤立等の不安を抱える患者に対して必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 2 濫用等のおそれのある医薬品の指定を的確に進め、身分証による氏名・年齢確認を行い、頻回購入による過剰摂取や転売を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 3 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置付け、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
こども家庭庁長官
孤独・孤立対策担当大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

} 様

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

意見書案 第 号

人間中心の信頼できる AI（人工知能）の構築を求める意見書

近年、ChatGPT に象徴される生成 AI の進展は目覚ましく、社会経済や医療・介護、教育、日々の生活に至るまで、今後の AI の利活用による計り知れない恩恵の広がりや経済成長、社会の大変革が期待される一方、著作権や個人情報保護などの課題、雇用に対する不安、フェイクニュース、AI の悪用や機密情報の漏洩など様々なリスク、私たちの想像を超えるような社会的影響などに対する懸念や不安も広がっている。そうした中で、目指すべきは人類を物心両面で豊かにする手段として、新たな価値を創造する「人間中心の信頼できる AI」の構築であり、“誰一人取り残されないデジタル社会”の理念に包含された、“AI を適切に利活用することの出来る人間社会”の実現である。

この「AI の適切な利活用」に向けては、様々なリスク対応はもとより、可能な限り次の AI を巡るシンギュラリティ（技術的特異点）にも耐え得るような安全性や信頼性の向上を図るための対策やガバナンス、法整備などを着実に進める必要がある。また、信頼性を前提としたデータ連携基盤の構築、計算資源や高品質データの整備・拡充等による研究・開発基盤の強化等の環境整備など日本の国際競争力の向上、AI の透明性や信頼性確保に向けた取組を進めることが重要である。さらに、それらを支える AI 人材、また各分野で AI を使いこなせる人材の育成・確保が不可欠である。

よって、国におかれては、人間中心の信頼できる AI の構築を目指して、今後の AI 政策を進め、我が国ひいては世界の人類と AI の共存に向けた様々な施策を着実に推進していくことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
デジタル大臣

様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案 第 号

有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書

有機フッ素化合物（以下「PFAS」という。）の一つである PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）や PFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、昨年12月1日には世界保健機構（WHO）の国際がん研究機関（IARC）が PFOA の発がん性分類を「可能性がある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOS は「可能性がある」とするなど、その有害性が指摘されている。

国においては、昨年7月に PFAS に関する対応方針をとりまとめ、PFOA 等に関する環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、PFAS の多くは有害性の評価や分析法について国際的に議論が始まったところである。

一方、これまでに国内各地で水質管理の暫定目標値である50ナノグラムパーリットルを超える高濃度の PFOS 及び PFOA が検出されており、健康被害や農水産物への風評被害が引き起こされる不安が高まっているだけでなく、汚染に関して発生源及び原因が特定されていないという根本的な問題がある。

よって、国におかれては、PFAS 対策の推進として、PFAS が人体及び環境に及ぼす影響の調査・分析及び情報提供に早急に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 環境大臣	}	様
--	---	---

兵庫県議会議長 内藤兵衛